

農村産業法の概要

【対象地域】

農業振興地域、振興山村、過疎地域を含む市町村
(三大都市圏の市町村及び人口20万人以上の市等を除く。)

【手続き】

主務大臣：農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣

主務大臣が基本方針を策定

(関係行政機関へ協議)

都道府県知事が基本計画を策定

(主務大臣に協議・同意)

市町村が実施計画を策定

(都道府県知事に協議・同意)

○参考：地域未来投資促進法

国の基本方針（第3条）

主務大臣による同意

都道府県・市町村の基本計画（第4条）

※重点促進区域の設定

都道府県による同意

市町村の土地利用調整計画（第11条）

都道府県による承認

事業者の地域経済牽引事業計画（第13条）

【支援措置】

土地利用上の措置

- ・農地法の農地転用の特例
- ・農振法の農用地区域からの除外の特例

(第13条)

税制上の措置

個人が産業用地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減

(800万円を上限とする特別控除)

(第7条)

金融上の措置

(株)日本政策金公庫による融資

(第8条)

- 予算上の支援（農山漁村振興交付金）、税制上の支援（中小企業投資促進税制等）の関連施策の活用を推進。
- 支援措置の活用を推進するため、地方公共団体、事業者等に情報提供、相談等を行う窓口を本省及び地方農政局に設置。